

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（160）」
2. 日時：平成29年5月30日 13時30分～17時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、江崎安全審査官、
吉村安全審査官、田口安全審査官、竹内技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 北川執行役員

発電管理室室長 福山執行役員 他23名

東北電力株式会社：土木建築部 火力原子力土木担当

東京電力ホールディングス：原子力設備管理部土木耐震グループ 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（耐震土木）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「第4条／第39条 地震による損傷の防止、第5条／第40条 津波による損傷の防止等」等について、5月23日及び今回提出の資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<鋼管杭鉄筋コンクリート構造防潮堤に係る各種検討工程について>

- 基礎地盤の液状化判定等、審査の進捗が他項目の説明に影響を及ぼす項目について、関連性を整理した上で再度説明すること。
- 有効応力解析について諸条件等を含む基本方針について提示すること。また、解析を行っている状態で結果がでていないものがあれば記載すること。

<東海第二発電所 基礎杭の杭構造形式の選定について>

- 防潮堤の基本構造を示した上で、上部壁体、基礎部の各部位における設置許可基準規則第4条、5条での要求機能と構造上の施設分類を整理するとともに、想定損傷モードも考慮した上で、各部位の機能要求に対する性能目標及びその課題を整理し提示すること。
- 基準地震動に対して、道路橋示方書を適用できるとするのであれば、工学的に合理性をもって説明する等、防潮堤の性能目標に応じた設計手法とその根拠となる規格・

基準類及びその適用性を示すこと。

- 防潮堤の構造形式及び各部位の設計・施工実績について整理し、当該施設への適用性について説明すること。
- 杭載荷試験について、目的や方法等を明確にし、選定箇所の網羅性・代表性を説明すること。

<第5条／第40条 津波による損傷の防止>

- 放水路ゲート閉止時の影響を整理するとともに、津波襲来時に放水路ゲートのフラップゲートが有効に機能することを示すこと。
- 津波荷重と余震荷重の組み合わせについて、太平洋側に位置する当該サイトとしての地学的特徴や他サイトとの相違点を踏まえ、余震の発生断層の代表性、妥当性を示すこと。また、誘発地震としての余震の選定プロセスについても示すこと。
- 基準地震動と津波の組み合わせの可能性について、考え方を整理し説明すること。
- 誘発地震の震源諸元を宮田町リニアメントに選定した妥当性を説明すること。
- 本震と最大余震の関係について、線形近似で整理していることの妥当性を説明すること。

<第4条／第39条 地震による損傷の防止>

- 波及的影響の説明においては、配置や建屋離隔等がわかる図をもって説明すること。
- 屋外土木構造物の耐震評価における断面選定について、構造形状や地質構造の変化部ごとに構造寸法・地下水位・構造物周辺の地質・地層及び支持地盤等の基本条件について、図面等を用いて説明すること。また、断面選定の考え方とその妥当性を説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 耐津波設計方針の審査スケジュール案
- ・鋼管杭鉄筋コンクリート構造防潮堤に係る各種検討工程について
- ・東海第二発電所 基礎杭の杭構造形式の選定について
- ・東海第二発電所 地震による損傷の防止
- ・東海第二発電所 津波による損傷の防止
- ・東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況(津波による損傷の防止(第5条))